

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則(昭和六十二年法務省令第七号)

改正案	現行
<p>(承認申請書の添付書類)</p> <p>第四条 法第九条第二項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 次に掲げる事項について、承認を受けようとする者が法務大臣の交付する用紙を用いて作成した申述書</p> <p>イ 資格取得国における外国弁護士としての職務経験(資格取得国における外国弁護士が資格取得国以外の外国において外国弁護士となる資格を基礎として資格取得国の法に関する法律事務を行う業務に従事した経験を含む。以下この条において同じ。)に関する事項及び法第十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、外国弁護士となる資格を取得した後に国内において弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に対して資格取得国の法に関する知識に基づいて行つた労務の提供に関する事項</p> <p>ロ〜ヘ (略)</p> <p>二〜四 (略)</p> <p>五 資格取得国における外国弁護士としての職務経験を証する書類及び法第十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、外国弁護士となる資格を取得した後に国内において弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に対して資格取得国の法に関する知識に基づいて行つた労務の提供を証する書類</p>	<p>(承認申請書の添付書類)</p> <p>第四条 法第九条第二項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 次に掲げる事項について、承認を受けようとする者が法務大臣の交付する用紙を用いて作成した申述書</p> <p>イ 資格取得国における外国弁護士としての職務経験(資格取得国における外国弁護士が資格取得国以外の外国において外国弁護士となる資格を基礎として資格取得国の法に関する法律事務を行う業務に従事した経験を含む。以下この条において同じ。)に関する事項及び法第十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、外国弁護士となる資格を取得した後に国内において弁護士、弁護士法人又は外国法事務弁護士に対して資格取得国の法に関する知識に基づいて行つた労務の提供に関する事項</p> <p>ロ〜ヘ (同上)</p> <p>二〜四 (同上)</p> <p>五 資格取得国における外国弁護士としての職務経験を証する書類及び法第十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、外国弁護士となる資格を取得した後に国内において弁護士、弁護士法人又は外国法事務弁護士に対して資格取得国の法に関する知識に基づいて行つた労務の提供を証する書類</p>

2 六〇十一
(略) (略)

2 六〇十一
(同上) (同上)